○法務省告示第四百六十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表株式会社一ノ坪製作所の項中「塗装」の下に「、工場板金」を加え、同表株式会社ユニテックの項中「株式会社ユニテック」を「株式会社ユニテックギア」に改める。

○法務省告示第四百六十二号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

法務大臣　上川　陽子

第一号中「東京都中央区京橋一丁目四番十一号」を「東京都千代田区神田多町二丁目九番六号」に改める。

第二号ロの表に次のように加える。

田原鉄筋工業株式会社	北海道札幌市中央区宮の森三条十一丁目一番十一号	鉄筋施工
武田建設株式会社	香川県木田郡三木町大字井上三千番地四十五	鉄筋施工

○法務省告示第四百六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

有限会社スターペイント	東京都多摩市落川千二百四十二番地	塗装

○法務省告示第四百六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表の前に次のように加える。

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
東海産業株式会社	北海道旭川市東三条六丁目一番三十六号	型枠施工

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
北海道型枠工業協同組合	北海道札幌市中央区南一条西十丁目一番地	型枠施工

○財務省告示第三百三十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・五トン
二	○トン
三	一五トン
四	二二、五六○トン
五	六七○トン
六	二○トン
七	七トン
八	一トン
九	一八、九四一トン
一○	二、三○九トン
一一	五、○七四トン
一二	三九、九八一トン
一三	三、一八一、一八六トン
一四	六六七、九六五トン
一四の二	三二五、六八九トン
一五	六四トン
一六	四、七五八トン
一七	七一、三六○トン
一八	八、八五○トン
一九	五三二トン
二○	三八四トン
二一	一四、三四九トン
二二	一七二トン
二三	二、九六六トン
二四	一四トン
二五	○トン
二六	二、四三五トン
二七	六、三六八トン
二八	五・○トン
二九	二二八トン

○財務省告示第三百三十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十一万五千四百八十三トン

二　冷凍牛肉　十六万八千四百六十六トン

○財務省告示第三百三十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年九月三十日までの豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十九万五千百十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十九万五千百二十八トン